

平成27年7月17日

台風等異常気象時における対応について

愛知県立佐屋高等学校

1 登校以前に尾張西部又は生徒の居住している地域に暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合

- (1) 始業時刻2時間前(午前6時40分)までに警報が解除された場合は平常どおり授業を行います。
- (2) 始業時刻2時間前(午前6時40分)から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経て当日の授業を始めます。
- (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、当日の授業を行いません。

※上記の(1)(2)の場合でも、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時や、交通機関の途絶等により登校が困難な時は、学校へ電話連絡して、登校しなくてかまいません。

2 登校以前に尾張西部又は自分の居住している地域に特別警報(大雨、暴風、大津波等)が発令された場合

- (1) 授業を行わず、休業にします。また、特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業を行いません。
- (2) 解除後の授業の開始日時については、学校から「きずなネット」で連絡します。

※授業を開始した場合でも、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時や、交通機関の途絶等により登校が困難な時は、学校へ電話連絡して、登校しなくてもかまいません。

3 登校後に尾張西部に暴風警報等が発令された場合

- (1) 安全に帰宅させると判断した場合は、授業を中止して速やかに下校させます。「きずなネット」で連絡します。

(2) 道路の冠水、河川の増水等により下校が危険な時や、交通機関の途絶等により下校が困難な時は、校内に留め置き、保護者への引き渡し等、適切に対応します。

4 登校後に尾張西部に特別警報が発令された場合

校内に留め置き、校外の避難場所への移動、保護者への引き渡し等、適切に対応します。「きずなネット」で連絡します。

【尾張西部とは】

気象庁警報発表区分に従い、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、大治町、蟹江町、飛島村を指します。このいずれかの市町村に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されている場合は授業を行いません。

【きずなネットとは】

本校では、学校から保護者の皆様へ、携帯電話のインターネット／メールの機能を使った緊急連絡を行っています。日頃使っている携帯電話のメールアドレスを連絡網に登録していただくと、緊急な連絡がより早く、より確実に伝わりますので、ぜひ登録いただきますようお願いいたします。（登録は無料です。）

なお、一度登録いただいた方は、次年度に自動的に次学年に移行しますので、再登録の必要はありません。また、卒業後は自動的に削除されますので、解除の必要はありません。